

平成29年 京都市社会福祉大会 京都市長表彰

1月6日、本市の社会福祉の発展に功績のあった方々に市長から表彰状が贈られました。上京区の方々はそのとおりです。

※敬称略。括弧内は学区又は団体名。
※ご承諾いただいた方のみ掲載

【民生委員・児童委員功労者】
馬場時子(室町)、佐々木起恵子(翔鸞)、寺田知子(桃園)、宇野敬子(京極)、上野みゆき(仁和)、柴田陽子(仁和)、人見佳代子(仁和)、廣瀬啓子(仁和)、尾崎和子(正親)

防災まちづくり の取組が進んで います

市内には、細街路(幅員4m未満の道)に京町家が軒を連ねた町並みを残している場所が数多くあり、歴史都市・京都の大切な資産です。一方で、こうした密集市街地は、大地震等の災害時の避難や救助に支障をきたすとともに、火災時の延焼拡大につながる等の防災上の弱点があります。市では、京都らしさを大切にしつつ、安心・安全に住み続けられる災害に強いまちの実現に向けて、地域の皆様と行政やまちづくりの専門家とが連携し、各所で防災まちづくりの取組を進めています。

木村千加子(聚楽)、堀田陽子(聚楽)、松山信枝(聚楽)、小堀君子(出水)、松田英子(出水)

【老人福祉員功労者】
西村みさ子(乾隆)、川辺由紀子(仁和)、梅本徳子(出水)、大野純子(出水)

【社会福祉事業団体関係功労者】
村尾慎哉(上京区社会福祉協議会)

【社会福祉事業施設関係功労者】
大本貴子(成逸老人デイサービスセンター)、坂口直之(自立センター竹屋町工房)

【社会福祉事業協働者(ボランティア)】
棟森幸子(春日)

らの取組から、袋路(行き止まりの道)における避難経路の確保、老朽化した空き家の除却等、具体的な成果も生まれています。

【市まち再生・創造推進室】
☎22・5050、地域力推進室(☎41・5040)

災害に備え、 一緒に防災まちづくりに 取り組みませんか?

【密集市街地を含む上京区の学区】
(太字:防災まちづくりに取組中)
成逸、翔鸞、仁和、正親、聚楽、出水、室町、乾隆、西陣、嘉楽、桃園、小川、待賢、滋野、春日
※市では様々な支援制度を設けています。



防災まちづくり取組地区での意見交換会の様子

税務署からの お知らせ

28年分の申告と納税の期限は、所得税及び復興特別所得税・贈与税については3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税については3月31日(金)です。

税理士による無料相談

期間 2月16日(木)～2月24日(金)の平日9時30分～12時、13時～15時受付
場所 西陣織会館6階展示場
(堀川通今出川南西)

内容 申告に関する相談(譲渡所得及び贈与税を除く)
☎上京税務署(☎41・9171)



児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 のご案内

手当は請求の翌月分から支給されます。ただし、所得が一定以上ある場合や、児童が施設等に入所の場合は支給されません。

①児童扶養手当

対象 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育成する養育者(ひとり親家庭等)
支給期間 児童が18歳の誕生日以後最初の3月31日まで(ただし、特別児童扶養手当の対象となる程度の障害がある場合は20歳未満)

手当額(月額) 児童一人(最大で4万2千300円)、児童2人目(最大1万円加算)、児

水道の手続きはお早めに!

引っ越し等で水道の使用を開始又は中止の際は、あらかじめ(約一週間前までに)お申し込みください。

☎北部営業所(北・衣笠東御所ノ内町43、☎462・3251、FAX463・4826)



市上下水道局
マスコット
キャラクター
澄都くん

戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の支給

平成27年4月1日現在、戦没者等の死亡当時のご遺族で、公務扶助料や遺族年金等の受給者がいない場合、遺族1人に、額面25万円(5年償還)の国債を支給します。ただし、戦没者等との続柄等による優先順位があります。

☎府福祉・援護課(☎41・4616)、福祉介護課(福祉担当)(☎41・5102)

児童3人目以降(1人増えるごとに最大6千円加算)
②特別児童扶養手当
支給対象 中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で育てている養育者
支給期間 児童が20歳未満まで

手当額(月額)

障害の程度に応じて児童1人(1級5万1千500円、2級3万4千300円) ①支援保護課(支援第一担当)(☎41・5119、2階②番窓口)、②支援保護課(支援第二担当)(☎41・5121、2階②番窓口)



28年度の主な記事

- 「カミングKIDS」なかよし3人組の上京区役所たんけん記
- 古地図で'歩く'京都御苑



- 福井県小浜市から遠敷小学校の子どもたちが修学旅行で鯖街道をPR
- 自転車の乗り方を学ぶ～「きょうと学生自転車安全利用講習会」



こんにちは 北部土木事務所です 放置自転車は危険です!

歩道や車道などの道路上に自転車を放置すると通行の支障となります。特に、小さなお子様や高齢の方、身体が不自由な方にとっては、ぶつかって転倒するなど危険な障害物となり、けがや事故の原因になります。短時間でも、すぐに移動できない状態は「放置」です。皆様が安心安全に道路を利用できるようにご協力をお願いします。

☎北部土木事務所(☎492・3111)



上京の魅力を発信中!! 上京ふれあいネット「カミング」

ウェブサイト上京ふれあいネット「カミング」では、区民の皆様と連携して地域の魅力の再発見につながるような区内の情報を提供しています。また、facebookページでは、区内で実施されているまちづくり活動やイベント情報、カミングの取材状況等をタイムリーに情報発信しています。ぜひご覧ください。

レポーターや取材先を随時募集しています。上京の魅力を再発見しませんか。



☎地域力推進室総務・防災担当(☎441-5029)

ここはどこ?

第251回



区内で最も大きい狛犬です。

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)をご記入のうえ、〒602-8511上京区役所「かみきょう」係まで。締切りは2月28日(消印有効)。

前回の正解は引接寺(千本 間魔堂)の石造十重塔です。



多数のご応募ありがとうございました。石塔は十重となっており、実は、九重石塔が、別層塔の総数は奇数のものが原則ですが、この石塔は四重目には四柱(梵字)を刻んでいます。(い)